

令和6年度 八郎潟町の健全化判断比率等について

「地方公共団体の健全化に関する法律」が施行されたことにより、4つの健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっております。これは、地方公共団体の全ての会計の収支状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを5つの指標で算定し、その団体の財政状況に関する情報を広く開示することを目的としております。

○健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	－	20.0%	30.0%
実質公債費比率	10.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－	350.0%	

※「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」については、赤字額が無いので比率は「－」と表示されます。

また、「将来負担比率」についても、将来負担が無いので比率は「－」と表示されます。

健全化判断比率等の算定対象範囲のイメージ

区 分			実質赤字 比率	連結赤字 比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率
八郎潟町の会計	一 般 会 計		↑↓	↑↓	↑↓	↑↓	
	特別会計	公営事業会計 国民健康保険・介護保 険・後期高齢者医療等の 特別会計					
		公営企業会計 水道事業・下水道事業等 事業会計		↑↓			
一 部 事 務 組 合					↓	↑↓	
地方公社・第三セクター						↓	

実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する3カ年平均の比率です。18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、350%以上で財政健全化計画の策定を義務付けられる財政健全化団体となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額を、事業の規模に対して指標化し、経営状況の深刻度を示します。経営健全化基準20%以上で経営健全化計画の策定をし、議会の承認を得て定めなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
公共下水道事業会計	—	20%

※資金不足となっていないことから、比率は「—」と表示されます。